

岡崎市障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が毎年定める障がい者就労施設等からの物品等調達方針に基づき、障がい者就労施設等の受注の機会の拡大を図ることを目的に、市が行う物品及び役務の調達に関して、市内の障がい者就労施設等の優先的な取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者就労施設等 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第2項、第3項に規定する市内に住所を有するもの、及び地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者支援施設等に準ずる者をいう。
- (2) 障がい福祉サービス事業所等 障害者優先調達推進法第2条第2項第1号及び第2号に規定する市内に住所を有するもの、及び地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者支援施設等に準ずる者をいう。
- (3) 共同受注窓口 市内に住所を有する、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障がい者就労施設等が相互に連携してもしくは共同で官公需を受注するための組織をいう。

(優先調達事業者の登録等)

第3条 市内に住所を有する、障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体であって、優先調達事業者として登録をしようとする者は、「優先調達事業者登録申請書」（様式1号）により、市長に申請するものとする。ただし、障がい福祉サービス事業所等については、前条第1号に掲げる要件を満たすことをもって登録に足りるものとし、申請、変更及び喪失の手続きは必要としない。

- 2 市長は、前項により申請があったときは、その内容の審査を行い、適格と認めるときは、優先調達登録事業者として登録を行うとともに、その旨を申請者に通知するものとする。

(共同受注窓口の認定等)

第4条 物品等の調達を公平かつ円滑に行うことができる共同受注窓口として、市長の認定を受けようとする者は、「共同受注窓口認定申請書」（様式2号）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項により申請があったときは、その内容の審査を行い、適格と認めるときは、認定を行うとともに、その旨を申請者に通知するものとする。

（名簿の作成及び公表）

第5条 市長は、第3条第2項の規定に基づき登録した者、前条第2項により認定した者及び市が把握をしている障がい福祉サービス事業所等について、名簿を作成し、公表するものとする。

（登録又は認定内容の変更）

第6条 優先調達登録事業者又は共同受注窓口として認定を受けた者は、登録又は認定事項に変更が生じたときは、速やかに「登録（認定）事項変更届」（様式3号）により、市長に届出しなければならない。

（登録又は認定要件の喪失）

第7条 優先調達登録事業者又は共同受注窓口該当しなくなった場合は、「優先調達登録事業者（共同受注窓口）要件喪失届」（様式4号）により、遅滞なく市長に届出なければならない。

2 市長は、前項の届出の内容を確認し、要件の喪失が認められるときは、登録又は認定の取消しを行い、その旨を当該事業者に通知するとともに、登録名簿から除外するものとする。

（登録又は認定の取消し）

第8条 市長は、優先調達登録事業者又は共同受注窓口として認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、その登録又は認定を取り消すものとする。

- （1）偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- （2）重大な法令違反等不正な行為等があったと認められるとき。
- （3）その他、前号に類する事情により、被登録者又は被認定者として適当でないと思われたとき。

（現況確認）

第9条 優先調達登録事業者又は共同受注窓口として認定を受けた者は、市長が定める期日までに「優先調達登録事業者現況届」（様式5号）を市長に提出するものとする。

2 前項に基づく現況届の内容確認又は、その他、市長が必要があると認めるときは、優先調達登録事業所等を訪問し、現場の確認及び聴き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(優先的取扱い)

第10条 随意契約により、障がい者就労施設等で提供できる物品及び役務を調達するときは、予算の適切な執行に配慮しつつ優先調達登録事業者等から調達するよう努めるものとする。

(暴力団等排除)

第11条 優先調達事業者としての登録又は、共同受注窓口としての認定を受けようとするものが、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業所又は役員に暴力団関係者がいる事業者である場合は、第3条第1項又は第4条第1項にかかわらず、登録又は認定をしないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。